

# ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体による石炭共同市場の開設

——共同体創設当初の石炭市場管理体制——

石 山 幸 彦

## はじめに

1952年8月にヨーロッパ石炭鉄鋼共同体(Communauté européenne du charbon et l'acier)が創設され、その政策決定・執行機関である最高機関(Haute Autorité)はルクセンブルクに設置された。この共同体は、西ヨーロッパの加盟6カ国間に石炭、鉄鉱石、屑鉄、鉄鋼の共同市場を開設し、それを最高機関が管理することを企図したものである。それによって、各国のこれら産業に大規模な市場を提供し、域内の自由競争によって国際競争力のある企業を育成して経済の再建と発展を図る。さらには、軍需ともつながりのあるこれらの産業を共同体に組み入れることで、西ドイツとフランスなどの西ヨーロッパ諸国間の平和を確立し、深刻化しつつあった東西対立に備える意味もあった。

このような趣旨でフランス政府が提案したシューマン・プラン(Plan Schuman)が、当時不足していた石炭の調達先確保という同政府にとって重要な意味も持っていたことは、これまでの研究で明らかにされているところである。なぜなら、同プランは共同体がコークス生産に適した良質な石炭を産出する西ドイツのルール地方を管理下に置き、同地域の石炭をフランスにも安定供給させるための方策でもあったからである<sup>1)</sup>。すなわちフランス政府は、戦前にも存在したドイツのカルテル組織による石炭の同

国内向け優先供給を、共同体が阻止することを期待したのである。そのために、共同体はフランスなど加盟諸国の石炭産業なども同様に管理下に置き、共同市場では独占規制を実施して、自由競争による平等な条件での石炭供給を実現することになっていた。

だが従来の研究では、共同体による独占規制は十分に機能せず、共同市場開設後もそれまで各国に存在していたカルテル組織によって石炭販売が管理されたことが指摘されている。特に、西ドイツのルール(Ruhr)地方産石炭の販売に関しては、当地の共同販売機関が価格や地域ごとの配分を管理していたことが解明されている<sup>2)</sup>。ではなぜ、共同体の結成条約で基本ルールを定めたパリ条約に反して、カルテル組織の活動を許容することになったのか。本稿では、この問題を解明するための手掛かりとして、共同体創設後に最高機関がどのようにして石炭共同市場を開設するのか、その過程で加盟各国政府や石炭業界とどのような交渉が行われたのかを分析する。さらに、その結果として開設され

2) D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et l'acier Une expérience supranationale*, Bruylant, 1993, pp.116-131; John Gillingham, *Coal, Steel, and the Rebirth of Europe, 1945-1955*, Cambridge University Press, 1991; W.Diebold, *The Schuman Plan, A Study in Economic Cooperation 1950-1959*, Fredrick A. Praeger, 1959, pp. 378-398; 石山幸彦「ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体における新自由主義(1953~62年)——リュエフの経済思想と石炭共同市場——」権上康男編『新自由主義と戦後資本主義 欧米における歴史的経験』日本経済評論社、2006年、335-368頁など。佐々木建『現代ヨーロッパ資本主義——経済統合政策を基軸とする構造——』有斐閣、1975年、199-208頁。

1) 例えば、石山幸彦「戦後フランスにおける石炭調達の実態とシューマン・プラン——ヨーロッパの石炭市場とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設——」『エコノミア』第66巻第1号、2015年5月、1-22頁。

第1表 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体設立当初における最高機関の部局構成（1952年10月）

経済局 (Division économique)
生産局 (Division production)
投資局 (Division investissement)
市場局 (Division marché)
社会問題局 (Division pour les questions sociales)
協定・集中局 (Division ententes et concentrations) (1953年に設置)
運輸課 (Service transport)
統計課 (Statistique)
法務課 (Service juridique)
財務課 (Service financier)
秘書課 (Secrétariat)
内務課 (Service intérieur)
通訳・翻訳課 (Service des interprètes et des traducteurs)

出典) DHA, vol.2, *Répertoire*, Annexe.

た共同市場における当初の石炭取引とカルテル規制の動向も明らかにする。それにあたっては、最高機関記録文書集成 (Commission européenne archives des Bruxelles, Dossiers de la Haute Autorité)<sup>3)</sup> に納められた最高機関や独占規制担当部局である協定・集中局 (Division des ententes et concentrations) などの内部文書とフランス石炭公社 (Charbonnages de France) の年次報告書などを分析して、共同市場が開設される前後の経過を明らかにする。

### 1. 石炭共同市場開設に向けた検討

1952年8月10日にルクセンブルクに設置された最高機関は9名の委員からなり、当初下部組織として第1表のように6局、7課を擁し、共同体職員合計280名が職務に就いていた<sup>4)</sup>。以上のような組織体制で共同体が管轄する石炭、鉄鉱石、屑鉄の共同市場を1953年2月10日に、鉄鋼共同市場を同年の5月1日に開設することになる。鉄鋼については、後に詳しく触れるように、間接税の徴収方法を決定する必要から、共同市場の開設が3か月ほど延期された。

3) Communauté européenne archives des Bruxelles, Dossiers de la Haute Autorité de la Communauté européenne du charbon et de l'acier (以下、DHAと省略する), volume 1, 1952-1956, et volume 2, 1957-1961.

4) DHA, vol.2, *Répertoire*, Annexe.

本節では、石炭共同市場開設に向けた最高機関や関連部局での検討内容や、共同体と加盟国政府や各国石炭業界との折衝を共同体の内部文書を用いて分析する。それによって、共同体・最高機関や加盟諸国がどのような姿勢で共同市場の開設に向かったのかを明らかにする。

#### (1) 最高機関の基本姿勢

共同体が設立された1952年後半のヨーロッパの石炭市況は比較的平穩に推移しており、コークス用石炭など特定の種類が不足していることを除いて、需要と供給は均衡状態にあった。にもかかわらず、加盟国や産業界の一部では、石炭不足再来への不安から自由競争に基づく石炭共同市場の開設を危険視する動きも見られた。それゆえ、暖房用などで石炭需要が高まる冬季には、共同市場開設は回避すべきだという意見が最高機関内部にさえ存在していた。だが、最高機関初代議長のモネ (Jean Monnet) は、開設の延期がシューマン・プランのみならず、ヨーロッパ統合の未来にも悪影響を及ぼすものと懸念し、同年12月の時点で予定されていた翌1953年2月10日の開設は延期できないと考えていた<sup>5)</sup>。

5) D.Spienburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité...*, p.102.

ただし、パリ条約は自由競争を実現するため、共同市場では数量制限や関税を廃止した自由貿易を実現するとともに、政府による生産や取引の管理と企業間のカルテルなどを排除することを規定していた。さらに、同条約は共同市場では公正な競争が展開されるべきであることも定めている。公正な競争とは、後にも詳述するように、取引相手を所在国などで差別しないことであった。そのためには、価格などの取引条件を明示した価格表を事前に提示し、それを共同体諸国のどの顧客にも適用することが共同体の石炭、鉄鋼会社に義務づけられていたのである<sup>6)</sup>。

だが、戦後に石炭、鉄鋼をはじめ様々な物資が欠乏していた加盟諸国では、政府や民間組織による生産や取引の管理が実施されていた。具体的には、フランスでは政府が1947年までに国内の民間炭鉱を買収し、各地域に9つの国有炭鉱会社を設立した。そして、同年にパリに創設されたフランス石炭公社(Charbonnages de France)がこれら9社を統括するシステムを確立していた。また、同国の石炭輸入は輸入企業が加盟する石炭輸入専門協会(Association technique de l'importation charbonnière, ATIC)が独占し、加盟企業が結束して国外生産者に対する交渉力を強化していたのである<sup>7)</sup>。ベルギーでは共同販売機関のベルギー石炭コントワール(Comptoir belge des charbons, COBECHAR)がベルギー産石炭の約半分を販売し、すべてのベルギー炭の価格と販売条件を決定していた。もっとも、経営危機に陥っていた同国石炭産業は政府介入の下で保護されており、パリ条約もそれを容

認していた。さらに、西ドイツでは、戦争中にルール産石炭の販売を独占していた共同販売機関であるドイツ石炭販売(Deutscher Kohlenverkauf, DKV)を改組して、1951年に創設されたルール石炭共同機関(Gemeinschaftsorganisation Ruhrkohle, GEORG)が、その後も供給を独占、コントロールし、共同市場最大のカルテルを形成していたのである。また、マンハイムの共同購買機関である上ライン石炭連合(Oberrheinische Kohleunion, OKU)は、ルール、ザール(Sarre)とロレーヌ(Lorraine)産の石炭を購入して南ドイツへの供給を独占していた<sup>8)</sup>。これらの組織は上記のパリ条約の規定に抵触する可能性があり、その調整が容易でないことは十分に予想された。したがって、共同市場の開設に向けて、最高機関は解決すべき多くの課題を抱えていたのである。

1953年1月3日には、最高機関は共同市場開設のための具体的な検討を開始する。そこでまず重要な問題となったのは、自由競争の導入は可能なのか、あるいは、それをどのように実現するのかということであった。だが、1953年初頭の最高機関においても、パリ条約が規定する自由競争が実施可能とは考えられず、メンバー全員は何らかの規制が必要だと認識していた。それは、すでに指摘したように、ヨーロッパでは戦後一貫して石炭が不足しており、フランスをはじめ加盟各国は石炭需要をいかに満たすかで腐心してきたからである<sup>9)</sup>。すなわち、共同市場開設とともに取引を自由競争に委ねた場合には、供給不足から石炭価格の高騰を招き、市場が混乱することが最高機関でも懸念されたのである。さらに、この1月の会議でメンバー

6) Ministère des affaires étrangères, *Rapport de la délégation française sur le traité instituant la Communauté européenne du charbon et de l'acier et la convention relative aux dispositions transitoires signés à Paris*, le 18 avril 1951, pp.236-237; 石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』日本経済評論社、2009年、181-191頁。

7) 詳しくは、石山幸彦「戦後フランスにおける石炭調達の実態とシューマン・プラン——ヨーロッパ石炭市場とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設——」『エコノミア』、第66巻第1号、2015年5月、1-22頁。

8) D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité ...*, pp.102-103.

9) 例えば、R.Perrin, *Le marché du charbon, un enjeu entre l'Europe et les Etats-Unis de 1945 à 1958*, Publications de la Sorbonne, 1996; 石山幸彦「戦後フランスにおける石炭調達の実態とシューマン・プラン——ヨーロッパの石炭市場とヨーロッパ石炭鉄鋼共同体の創設——」『エコノミア』第66巻第1号、2015年5月。

に共通して認識されたのは、共同市場を管理する主体は、最高機関であって、各国政府ではないということであった。すなわち、戦後各国政府が実施してきた石炭生産や流通に対する規制は、最高機関が引き継ぐことを確認したのである<sup>10)</sup>。

ただし、自由競争を原則とするパリ条約が、最高機関に認めている市場への介入方法は限られていた。まず、最高機関は共同市場が供給過剰の危機的状況にあると判断した場合には、危機を宣言して下限価格を設定し、生産量を制限するための生産割当を実施することができた。逆に供給不足にあると認めた場合には、危機宣言を出すことなく、上限価格を設定することが可能であった。これらの政策はいずれも、加盟国の担当大臣からなる閣僚理事会 (Conseil spécial des ministres) や当該産業の経営者、労働組合、需要者の代表からなる諮問委員会 (Comité consultatif) に諮ることが、実施の条件となっていた<sup>11)</sup>。

以上の介入方法のなかで、供給不足による価格の高騰を防止するために、石炭の上限価格設定が必要であることは、最高機関9名全員の一致した見方であった。したがって、問題はその上限価格をどのような方式で、どのレベルに設定するのかであり、同年1月から2月にかけての最高機関会議における検討課題となっていた。そこでは、加盟国政府の管理下にある従来の価格を基準として、炭鉱ごとの出荷価格に上限を設定することが検討されている。すなわち、共同市場の開設によって、石炭市況に急激な変化をもたらさないように配慮されていたのである<sup>12)</sup>。

10) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbal de la 39ème séance de la Haute Autorité tenue le 3 janvier 1953, le 4 janvier 1953.

11) Ministère des affaires étrangères, *Rapport de la délégation française* ...pp.206-207 et 211-213.

12) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbaux de la 49ème séance de la Haute Autorité du 29-1-1953, de la 50ème séance de la Haute Autorité du 30-1-1953, de la 51ème séance de la Haute Autorité du 1-2-1953, le 2 février 1953.

## (2) 西ドイツの石炭価格をめぐる

だが、そうした議論が始まるのと並行して、共同体最大の石炭産出国で他の加盟国に石炭を供給していた西ドイツの石炭価格をめぐる、最高機関では2つの点が問題視されていた。まず第1には、同国では政府が共同市場開設の直前に石炭価格を引き上げる法案を用意しており、最高機関の承諾を得ずに値上げが実施されようとしていたことである。すなわち、最高機関が石炭共同市場を正式に開設して、政府が価格決定に直接関与することが困難になる前に、石炭価格を引き上げようとしていたのである。そこで、最高機関は加盟国のこうした動向を看過せず、1952年12月22日に西ドイツ政府へ書簡を送って政府による価格引き上げはパリ条約に違反し、その決定権は同機関にあることを伝えている<sup>13)</sup>。それを受けて、西ドイツ政府と最高機関はこの問題について協議を開始した。そこでは、同政府から翌1953年1月10日付の書簡でトン当たり平均5マルクの石炭価格引き上げが提案され、次に述べる二重価格制の廃止などとともに交渉が展開されたのである<sup>14)</sup>。

第2には、西ドイツにおいて適用されていた二重価格制も、軽視できない問題として最高機関に認識されていた。これは、ルール地方産出の石炭を国内の特定顧客だけに、より安く有利な価格で販売する制度である。具体的には、西ドイツの鉄道、外洋漁業船舶、ガス、電力、輸送用船舶、家庭向けには割安な価格で石炭を供給するシステムであった。したがって、この制度は取引相手を国籍などで差別しない公平な共同市場の開設を謳ったパリ条約と矛盾していた。

この問題についても前述の価格引き上げ問題と同様に、最高機関は西ドイツ政府と交渉を開

13) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbal de la 40ème séance de la Haute Autorité tenue le 5 janvier 1953, le 6 janvier 1953.

14) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbal de la 43ème séance de la Haute Autorité tenue le 22 janvier 1953, le 23 janvier 1953; Procès-verbal de la 48ème séance de la Haute Autorité tenue le 28 janvier 1953, le 29 janvier 1953.

始している。そこでは、ドイツの国内向け価格の引き上げと共同体に支払う課徴金<sup>15)</sup>負担のために、トン当たり平均2から2.3マルク値上げの提案を同政府から受けていた。すなわち、第1の問題のトン当たり平均5マルクの引き上げに加えて、国内向けには2から2.3マルク引き上げを同政府は最高機関に申し出たのである<sup>16)</sup>。

以上のような一連の交渉を経て、1953年1月28日の会議で最高機関は西ドイツ政府との間で問題となっていた2つの点に次のような結論を下した。まず、第1の同政府によるトン当たり平均5%の価格引き上げについては、認めざるをえなかった。さらに、第2の国内向けに割安な価格で販売する二重価格に関しては、電力、ガス、海運向けには廃止するが、外洋漁業、家庭向けには存続させ、鉄道、ルール地方の河川船舶向けには部分的に維持することを認めた。ただし、外洋漁業の船舶向けには、ドイツ船とそれ以外の外国船とを差別することに、オランダ人の最高機関メンバーであるシュピーレンブルグ (Dirk Spierenburg) からは反対意見が出された。だが、最高機関は結局1954年までは上記の4つの販路で例外的な扱いを認めることにしたのである<sup>17)</sup>。したがって、割安な国内価格の適用範囲が縮小された点では、それまでの二重価格は修正されたが、最高機関は大筋では妥協して、西ドイツ政府による価格管理を容認したのである。

15) パリ条約の規定では、共同体は域内の石炭や鉄鋼などの生産額に対して1%までの課徴金を徴収する権限があり、独自財源をもっていた。石山幸彦『ヨーロッパ統合とフランス鉄鋼業』日本経済評論社、2009年、270頁など。

16) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbal de la 43ème séance de la Haute Autorité tenue le 22 janvier 1953, le 23 janvier 1953.

17) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbal de la 48ème séance de la Haute Autorité tenue le 28 janvier 1953, le 29 janvier 1953; D.Spierenburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité...*, pp.103-106.

### (3) 加盟国政府の見解

以上のように検討が進むなかで、最高機関は2月2日と3日に閣僚理事会、2月5日と6日には諮問委員会を招集して、加盟各国政府と関連業界、労働者に石炭、鉄鉱石、屑鉄の共同市場開設について意見を求めている。そこで、フランス産業大臣ルーヴル (Jean-Marie Louvel) は2日の閣僚理事会を受けて、3日付の文書でフランス政府の意見を次のように述べている。まず、石炭の上限価格設定は支持しているが、その方法については価格上昇を回避することと、各国の消費者間に条件格差が生じないことを要望している。さらに、石炭共同市場開設にともなう最高機関による改革に関しては以下のように記している。

「前回の閣僚理事会において、(加盟国政府による)補償や援助のメカニズムを廃止するためには、漸進的な手段が講じられると最高機関が宣言したことを、フランス政府は心に留めております。

同政府は(中略)各国の消費者や経済状況に、重大な混乱をもたらさないため、漸進的手段の必要性を主張いたします。その諸段階については、各国政府と最高機関の専門家の間で、相互の徹底的な協議の対象とすべきです。

条約に反する措置の廃止は、各国に現存する行政メカニズムを利用して実現すべきで、一時的な目的のために、創設が困難な新しいシステムを用いて実施すべきではないと、フランス政府は考えております。<sup>18)</sup>」(括弧内は筆者補足)

このように、フランス政府は石炭共同市場開設にともなう改革は既存のシステムを利用しつつ漸進的に進め、従来の政府による石炭産業や消費者への補償や助成措置の性急な廃止は回避すべきであると主張したのである。

さらに、西ドイツ政府も3日の閣僚理事会に石炭共同市場の開設について次のような意見を寄せている。上限価格の設定や間接税徴収方法

18) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Conseil des ministres de la communauté, Déclaration de Monsieur Louvel, ministre de l'industrie et de l'énergie, le 3 février 1953, pp.1-2.

の調整については、専門の検討委員会を設置するなどして慎重に検討すべきである。なかでも、上限価格の設定方法については、一定期間に販売された価格の平均についてのみ、品質ごとに上限を設定すべきである。すなわち、絶対値での上限価格設定ではなく、より緩やかな平均値での上限しか受け入れられないと同政府は主張したのである<sup>19)</sup>。

理事会後の2月4日には、オランダ政府はモネに宛てた文書で、次のような見解を述べている。まず、最高機関と西ドイツ政府の間でルール産石炭の値上げが議論されていることに懸念を示した。すなわち、ルール炭の価格が引き上げられれば、上限価格もより高く設定され、共同市場全体の石炭価格が上昇することが予想される。次いで、石炭共同市場の開設が目前の2月10日に迫っているにもかかわらず、最高機関が上限価格について、未だに明確な見解をもつにいたっていないことに疑問を呈している。

また、同政府は価格とともに、共同体諸国の石炭生産量についても関心をもって注視している。それは、域外からの輸入に依存している共同体諸国は、そのためにかかなりの負担を負っており、負担軽減には域内生産の増加が必要だからである。さらに、域外からの輸入への依存度を低下させることが、上限価格を効率的に機能させることになる。なぜなら、域外の石炭価格が上限を超えて高騰した場合に、域内の価格を上限以下に抑制するには、輸入国か共同体の負担で差額を補償しなければならないからである。そうしなければ、共同市場内で上限価格を超える輸入炭が流通することになってしまうのである<sup>20)</sup>。このように、オランダ政府は共同体

のなかでも石炭輸入国としての利害を前面に出した主張を展開した。

以上のように、閣僚理事会では各政府から様々な問題が指摘され、最高機関は数多くの課題を抱えていることが確認された。そのため、共同市場開設に向けた最高機関の政策決定が、2月10日に間に合わないことは明白となっていた<sup>21)</sup>。したがって、後に詳述するように、最高機関は上限価格の設定やその他の政策措置の採用を先延ばしせざるをえなかったのである。その結果、まずパリ条約の基本原則として、石炭、鉄鉱石、屑鉄の域内貿易に対する数量制限や関税などが廃止され、共同体はこれらの生産額に対して一定割合の課徴金を徴収することになった。さらに、共同市場開設時には一時的な方策として、それまで加盟諸国で実施されていた上記商品の生産や取引の管理継続を容認せざるをえなかったのである<sup>22)</sup>。前節で検討した西ドイツ政府による石炭価格管理(=引き上げ)もその一環とみることができる。

## 2. 石炭共同市場の開設

これまで明らかにしたように、石炭、鉄鉱石、屑鉄の共同市場は1953年2月10日に開設されたが、その時点で最高機関は共同市場に関する自身の政策を具体的には策定できてはいなかった。本節では、まず開設直後の2月12日付で下された3つの決定を分析し、最高機関の上記のような検討状況がいかに反映されたのかを確認する。次いで、1カ月後の3月に決定された上限価格の設定方法など、最高機関がとりあえず暫定的に採用した政策を検討する。最後に、以上の最高機関の方針がどのような結果を招いたのか、開設当初の石炭生産や取引の状況をフ

19) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Questions et remarques formulées par la délégation allemande à l'intention de la Haute Autorité au cours de la séance du 3 février 1953 du Conseil des ministres, le 3 février 1953.

20) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Communauté européenne du charbon et de l'acier, Le conseil délégation néerlandaise, Monsieur le président de la Haute Autorité, le 4 février 1953.

21) DHA, vol.1, CEAB 2, n.714-1, Procès-verbaux de la 49ème séance de la Haute Autorité du 29-1-1953, de la 50ème séance de la Haute Autorité du 30-1-1953, de la 51ème séance de la Haute Autorité du 1-2-1953, le 2 février 1953.

22) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-1, Haute Autorité, Décision 5-53, le 12 février 1953.

ランスを中心に検証しよう。

### (1) 最高機関による3つの決定

前節で触れた加盟国政府などの意見を踏まえて、共同市場開設直後の2月11日に最高機関は3つの決定(décision)案についての最終的な審議を行い、全てを可決した。その結果、翌日12日付で共同市場の基本ルールである決定3-53号、4-53号、5-53号が公布されたのである<sup>23)</sup>。

この3つの決定は、共同市場における価格について規定したパリ条約に基づいて、石炭などの共同市場における取引について規定していた。すでに指摘したように、パリ条約は共同市場では差別のない公正な取引が行われることを規定している。具体的には、価格の設定について同第60条はその第1項で、共同市場において顧客を差別し、価格など異なった条件で販売することを禁止している。さらに、第2項では価格をはじめとする販売条件を公表することを義務づけている。以上の条項によって石炭、鉄鋼、鉄鉱石、屑鉄などを扱う共同体諸国の生産者や販売業者は、域内の顧客にこれらを販売する際には、価格などの販売条件を事前に公表し、同一の条件で販売することが義務づけられた。すなわち、国内の顧客に対して価格など有利な条件で販売することは禁じられたのである<sup>24)</sup>。

以上のパリ条約第60条に基づいて、まず決定3-53号では、その第1条で共同市場における石炭などの販売については、価格表に示された価格からの値引きが禁止されている。すなわち、公表された価格表の価格でのみ販売するよう定められたが、これはパリ条約第60条第2項の規定を確認したものに過ぎない。だが、決定3-53号の第2条では、補助金が交付されるベルギーの炭鉱に対して、過渡的措置として域内輸出向けの石炭には価格表からの値引きが認められた。

すなわち、ベルギーの石炭産業は国内市場では他の共同体諸国との競争から保護されたが、これらの諸国に向けては補助金を頼りに値引きによる輸出拡大が許容されたのである<sup>25)</sup>。これは、パリ条約を補足するかたちで同条約と同時に締結された「過渡的措置に関する協約」(Convention relative aux dispositions transitoires)に基づく措置である。この協約の第3部第2章「石炭に関する特別措置」(Dispositions particulières au charbon)の§24と§26では、経営危機にあるベルギーの諸炭鉱に対する過渡期間5年間の保護措置が規定されている。なかでも、この§26では上記の値引きが具体的に認められており<sup>26)</sup>、決定3-53号の第2条はこれを確認したものである。したがって、決定3-53号は、パリ条約によって規定された価格設定の基本原則を第1条で、同条約と上記協約で定められたベルギー炭への特別措置を第2条で再確認したものに過ぎなかったのである。

次いで、決定4-53号は、パリ条約第60条第2項aと第63条第2項に基づいて、石炭と鉄鉱石の価格表の公表について規定している。具体的には、第1条で石炭と鉄鉱石を産出する企業は、価格と販売条件を取引前に公表しなければならないことなど、基本原則が確認されている。次に、第2条ではトン当たり価格、引き渡し地、値付け方法、支払い条件、税や他の負担額、品質による割増額、季節的な割増と割引額など、公表すべき販売条件を詳細に示している。第3条では石炭と鉄鉱石の品質ごとの成分表示方法などが規定されている。さらに第4条では、価格表は最高機関に届け出て5日後から適用可能となり、改正する場合には適用5日前に届け出る必要があることが明示されている。第5条は石炭と鉄鉱石の販売組織や卸売業者にも同じ方法での価格表公表を義務づけている。最後に第6条はこの決定が同年3月15日から適用さ

23) DHA, vol.1, CEAB 2, n. 714-1, Procès-verbal de la 57ème réunion de la Haute Autorité tenue le 11 février 1953, le 12 février 1953.

24) Ministère des affaires étrangères, *Rapport de la délégation français...*, pp.236-237.

25) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-1, Haute Autorité, Décision 3-53. le 12 février 1953.

26) Ministère des affaires étrangères, *Rapport de la délégation français...*, pp.341-345.

れることが示されている。以上のように、決定4-53号は価格表による公表の内容と方法を詳細に定め、パリ条約第60条の適用方法を示した3つの決定の中核をなすものであった<sup>27)</sup>。

第3の決定5-53号は、共同市場の開設にとりも、それまでの石炭、鉄鉱石、屑鉄の価格決定方法をどのように改めていくのか、最初の価格表が適用されるまでの対応について定めている。石炭については、第2条で加盟国政府が石炭に設定している価格は、価格表が公表されるまでは適用されることを規定している<sup>28)</sup>。

以上のこれら2月12日の3つの決定によって、2月10日に開設された石炭、鉄鉱石と屑鉄の共同市場での取引の規則が定められた。この時間的な矛盾が象徴するように、それらは急遽決定されたもので、暫定的な性格が強かった。なかでも、共同市場における取引について新たに規定を加えたのは決定4-53号のみであり、価格表公表に関する詳細なルールが示された。他の2つの決定のうち3-53号は、価格設定について既定の方針を確認したに過ぎず、決定5-53号は4-53号で規定された価格表が適用されるまでは、政府による価格管理の継続を認めたのである。すなわち、決定5-53号は前節で触れた西ドイツ政府による石炭価格引き上げを是認したものである。したがって、ここでは懸案であった石炭の上限価格については、具体的な施策を打ち出すことはできなかった。当然ながら、この結果は共同市場開設前の最高機関での検討状況を反映していたのである。

## (2) 上限価格の設定

以上の経過を経て、石炭共同市場の開設から1カ月近く経過した1953年3月5日に最高機関は決定6-53号を採択して、ようやく上限価格の設定に関する規則を制定した。まず、この決定の前文には、共同市場における石炭価格の

水準は加盟諸国の管理下にあるそれまでの価格に連結させなければならないと記されている。これは、共同市場開設による価格変動や経済的混乱の回避を重視した同年1月からの最高機関会議での議論を反映したものである。また、パリ条約の目的からして、上限価格は自由化(=上限価格の廃止)に向けて、共同体共通の方法で設定しなければならないことも指摘されている。こうした前提をもとに、採炭地域ごとに各種類の石炭について、平均価格とともに個別の取引価格でも最高機関が設定する上限を超えてはならないと規定された。すなわち、加盟各国の石炭取引に関する規制は維持しながらも、それに加えて共同体が石炭の品質ごとに上限価格を設定することになったのである。したがって、平均でのみ上限価格の設定を訴えた西ドイツの主張は退けられた<sup>29)</sup>。ただし、この決定の適用は1953年3月15日から1954年3月15日までの1年間に限定されていた。

以上の決定6-53号に基づいて、最高機関は第2表のような採炭地域ごとに、各品質の上限価格を現地通貨建てで設定した。例えば、ルール地方の炭鉱については、1953年3月6日の決定9-53号で設定するなど、各地域の上限価格が同日の決定7-53号から23-53号によって設定されたのである<sup>30)</sup>。フランスの炭鉱については、採炭量の大きいノール＝パ・ドゥ・カレ(Nord/Pas de Calais)とロレーヌの2地域に対して、前者は決定13-53号の第1項、後者は決定14-53号の第1項によって上限価格が第3表と第4表のように設定された。採炭地域ごとに上限価格が異なるのは、産出される石炭の品質が炭化度や粘結性の有無などの点で、地域によって複雑に異なるからであった。これらの決定で設定された上限価格の水準については、各決定の

27) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-1, Haute Autorité, Décision 4-53. le 12 février 1953.

28) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-1, Haute Autorité, Décision 5-53. le 12 février 1953.

29) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-1, Haute Autorité, Décision 6-53, le 5 mars 1953; D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité...*, pp.107; W.Diebold, *The Schuman Plan...*, pp.242-244.

30) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-1, Haute Autorité, Décision 9-53, le 6 mars 1953, etc.

第2表 石炭上限価格に関する決定

決定	採炭地域（都市）名	備考
7-53号	アーヘン, 西ドイツ	
8-53号	アーヘン, 西ドイツ	過渡的措置に関する協約 §24 による地域価格の設定
9-53号	ルール, 西ドイツ	
10-53号	ケルン, 西ドイツ	褐炭価格
11-53号	ケルン, 西ドイツ	過渡的措置に関する協約 §24 による地域価格の設定
12-53号	ヘルムシュテット, 西ドイツ	褐炭価格
13-53号	ノール=パ・ドゥ・カレ, フランス	
14-53号	ロレーヌ, フランス	
15-53号	ザール, フランス保護領	
16-53号	ザール, フランス保護領	過渡的措置に関する協約 §24 による地域価格の設定
17-53号	ロレーヌ, フランス	過渡的措置に関する協約 §24 による地域価格の設定
18-53号	ザール, フランス保護領	過渡的措置に関する協約 §24 による地域価格の設定
19-53号	リンブルフ, オランダ	
20-53号	リンブルフ, オランダ	
21-53号	リンブルフ, オランダ	
22-53号	リンブルフ, オランダ	
23-53号	リンブルフ, オランダ	

出典) DHA, vol.1, CEAB2 n.1176, Décision 7-53~Décision 23-53, le 6 mars 1953 より作成.

第3表 ノール=パ・ドゥ・カレの上限価格

(単位: トン当たりフラン)

カテゴリー	揮発性物質の含有率 (%)	石炭化度 (%)	各カテゴリー全種類の上限価格	種類	種類ごとの上限価格	各カテゴリー全種類の平均価格の上限
Flénu			6460			5318
Gras	27~40	75~90	6360	粉炭	5040	5235
Demi-Gras	13~22	80~90	8940	小塊炭 10-20mm	6540	5296
Quart-Gras	12~16		9540	小塊炭 10-20mm	6540	8651
Maigres	8~14	90~93	9540	小塊炭 10-20mm	6540	6942
コークス			7530	冶金用コークス塊	6580	6604
ブリケット			7640			

注) Flénu はベルギー, フランス北部で採掘される揮発性の高い石炭. フランスの石炭は揮発性物質の含有率によって分類されている.

出典) DHA, vol.1, CEAB2 n.1176, Décision No.13-53, le 6 mars 1953 より作成.

第4表 ロレーヌの上限価格

(単位: トン当たりフラン)

カテゴリー	揮発性物質の含有率 (%)	石炭化度 (%)	各カテゴリー全種類の上限価格	種類	種類ごとの上限価格	各カテゴリー全種類の平均価格の上限
Flambants gras	30~	70~80	5660			4560
Flambants sec	34~	70~80	6240			
Gras	27~40	75~90	5690	粉炭	4420	5111
冶金用コークス			7150	コークス 2	6850	6812
ブリケット			5140			

出典) DHA, vol.1, CEAB2 n.1176, Décision No.14-53, le 6 mars 1953 より作成.

第2項において、平均価格の上限は1952年の販売価格にあわせて設定されたことが明記されている。すなわち、6-53号の趣旨が尊重され、ここでも従来の価格水準に急激な変更を加えないことが確認されたのである<sup>31)</sup>。だが、フランスでも相対的に小規模で価格表を公表する基準点のない他の7地域については、上限価格は設定されなかった。フランスではパリのフランス石炭公社が全国9地域の国有炭鉱会社の価格を一体的に管理しており、共同体が上記の主要2地域だけに上限価格を設定すれば、その効果はフランス全体に波及したものと推測される。

### (3) 間接税徴収方法の調整

共同市場開設にあたって解決すべきいまひとつの問題は、本稿ですでに触れた加盟国ごとに徴収されていた間接税をどのように調整するかであった。特に、共同体加盟諸国間で取引される製品については、関税が撤廃されたとしても間接税の調整は急務であり、1953年初頭に最高機関でも検討の対象となっていた。ただし、石炭は加盟各国で必需品として位置づけられ、鉄鋼製品などと比べれば間接税の税率は著しく低く、国ごとの税率の差も僅かであった。したがって、石炭よりも税率が高い鉄鋼の共同市場開設にあたっては問題はより深刻であった。

それまでの共同体加盟諸国は、輸出品には自国の間接税を免除、あるいは払い戻しして、輸入品については自国の間接税を課税する方法を採用していた。すなわち、輸入国において間接税が徴収されていたわけである。それに対して、西ドイツ政府は間接税を当初から製品価格に組み込み、原産国で課税することを提案した。それは、ドイツとフランスを比べた場合にフランスの間接税の方が税率が高く、ドイツでは法人税などより高い直接税が課されていたからである。そのために、ドイツ製の鋼材がフランスに輸出された場合には、ドイツの高い法人税を負

担するドイツ企業の製品が、フランスで高い間接税を課されることになり、二重の重い税負担を強いられる。フランス製の鋼材が西ドイツに輸出される場合は、逆の条件となりフランスの企業は軽い税負担で済む。フランス以外の加盟国とも程度の差はあれ同様な事態が想定され、西ドイツ政府はこうした自国製品の輸出に不利な課税状況を改めようとしたのである。

この提案に対しては他の加盟国の反発もあり、最高機関はこの問題でも早急に結論を出すことができなかった。そこで、とりあえず一時的な措置として、域内輸出向けの石炭、鉄鉱石などについては間接税を自国に納めるか否かは、生産者の決定に任せることとした。そして、最高機関は専門委員会を設置して、この問題についての検討を依頼することを2月6日に決定したのである。この委員会はオランダの計量経済学者ヤン・ティンバーゲン (Jan Tinbergen) を委員長とし、4名の経済学者で構成された<sup>32)</sup>。それゆえ、間接税率が高く課税方法の影響が大きい鉄鋼の共同市場開設は、同委員会の報告を待つために、5月に延期されることになったのである。

この専門委員会は、共同市場における間接税の効果について様々な要素を分析し、輸出国で課税した場合と輸入国で課税した場合とを比較検討した。委員会はまず、パリ条約の規定により、共同体の権限が及ぶのは石炭、鉄鉱石、屑鉄、鉄鋼の間接税に限定され、他の商品の扱いについては、加盟国の政府に委ねられることを確認する。さらに、石炭や鉄鋼などでも、域外と取引されるものについては、加盟国政府が独自に間接税を課すことも指摘した。

その上で、同委員会は次のように検討した。ドイツが提案した原産国 (= 輸出国) での課税

31) DHA, vol.1, CEAB 2, n.1177-2, Haute Autorité, Décision 13-53, le 6 mars 1953; Haute Autorité, Décision 14-53, le 6 mars 1953.

32) この専門委員会のメンバーは、ティンバーゲンの他、イタリアのパヴィア大学教授、ディ・フェニツィオ (F. di Fenizio)、ルーヴァン・カトリック大学教授、デュプリス (Léon Dupriez)、ケンブリッジ大特別研究員、レダウエー (William B.Reddaway) であった。W.Diebold, *The Schuman Plan...*, p.229.

第5表 フランスにおける産業別石炭（石炭，コークス，焼結炭）購入量

(単位：1,000トン)

	1929	1938	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955
鉄道	12600	9720	7621	6158	6789	6271	5331	5062	4811
ガス	4303	4296	5002	4633	5057	4952	4694	4613	4385
電力	3815	2964	7466	5175	5559	5324	5095	5322	4649
鉄鋼	18384	9504	11832	10688	12829	14226	12115	12357	14659
船舶用燃料	1418	1284	536	229	281	196	125	107	70
製造業	25112	15960	14190	12364	15932	13528	12653	13339	13682
家庭・零細事業者	16500	17304	11004	11135	13957	14408	13350	13724	13978
鉱山外での焼結			1848	1324	2412	2131	1768	1821	1818

出展) Charbonnages de France, *Rapports de gestion des charbonnages de France exercice 1950 - exercice 1955*, Paris, 1950-1955 より作成.

第6表 フランスにおける石炭産出量（石炭と褐炭）

(単位：1,000トン)

	1929	1938	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
ノール=バ・ドゥ・カレ	34,918	28,238	28,368	25,509	23,549	27,669	27,560	28,030	29,406	27,554	28,705	29,101	28,583	28,725	28,858
ロレーヌ	6,093	6,739	6,060	7,432	8,236	9,772	10,347	11,487	12,210	12,001	12,996	13,157	13,286	14,297	14,971
ロワール	3,777	3,274	3,988	3,563	3,250	3,830	3,585	3,605	3,805	3,460	3,330	3,355	3,432	3,355	3,531
セヴァンヌ	2,166	2,438	2,424	2,431	2,352	2,853	2,716	2,851	2,893	2,875	2,819	2,841	2,909	3,216	3,139
ブランジー	2,846	2,511	2,306	2,339	2,237	2,601	2,600	2,627	2,678	2,589	2,612	2,582	2,641	2,743	2,727
アキテーヌ	1,885	1,534	1,720	1,632	1,636	2,024	1,964	2,006	2,100	2,020	1,910	2,138	2,185	2,202	2,227
プロヴァンス	892	633	1,075	1,046	970	1,119	993	1,248	1,205	1,087	1,133	1,260	1,413	1,524	1,482
オーベルニュ	1,068	955	1,085	1,028	943	1,198	1,014	1,097	1,145	1,120	1,092	1,185	1,168	1,227	1,287
ドーフィネ	359	375	431	455	385	464	442	502	536	542	536	604	564	630	675
国有炭鉱合計	54,004	46,697	47,457	45,435	43,557	51,529	51,221	53,453	55,978	53,248	55,133	56,223	56,181	57,919	58,897
フランス全体	54,977	47,562	49,297	47,323	45,129	53,043	52,521	54,975	57,355	54,536	56,315	57,389	57,381	59,089	60,039

出典) Charbonnages de France, *Rapports de gestion exercice 1947 - exercice 1958*, Paris, 1947-1958 より作成.

第7表 ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体加盟諸国の石炭生産

(単位：1,000トン)

	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966
西ドイツ	139,513	140,880	144,853	148,057	151,497	149,612	149,005	141,833	142,287	142,741	141,136	142,116	142,201	135,077	125,970
ベルギー	30,084	30,060	29,249	29,978	29,555	29,086	27,062	22,757	22,465	21,539	21,226	21,418	21,304	19,786	17,495
フランス	55,365	52,588	54,405	55,335	55,129	56,795	57,721	57,606	55,961	52,357	52,359	47,754	53,029	51,348	50,338
ノール=バ・ドゥ・カレ	29,406	27,554	28,705	29,101	28,583	28,725	28,858	29,249	28,940	26,925	27,144	24,669	26,567	25,489	25,278
ロレーヌ	12,210	12,001	12,996	13,157	13,286	14,297	14,971	15,142	14,703	14,011	14,287	13,163	15,628	15,547	15,482
サントル・ミディ	13,517	12,606	12,299	12,705	12,899	13,373	13,586	12,957	12,092	11,239	11,807	9,854	10,786	10,208	9,482
その他	592	427	405	372	362	400	306	258	226	182	121	68	49	103	57
イタリア	1,089	1,126	1,074	1,136	1,076	1,019	721	735	736	740	691	585	472	389	418
オランダ	12,532	12,297	12,071	11,895	11,836	11,376	11,880	11,978	12,498	12,621	11,573	11,509	11,480	11,446	10,052
共同体	238,883	236,961	241,653	246,401	249,092	247,888	246,390	234,908	233,947	229,998	226,983	223,382	228,487	218,046	204,273

出典) European coal and steel community, *General report on the activities of the community, vol.9, 1960-61, p.363, vol.15, 1966-67, p.331.*

は、それまでに共同体諸国が採用してきた輸入国での課税と違い、上記の石炭や鉄鋼などとそれ以外の商品の扱いが異なることになる。その結果、間接税の高いフランスでは、共同体諸国向けの輸出品のなかでも石炭や鉄鋼などだけに間接税が課されるようになり、それらの輸出が抑制される。比較的間接税率の低い西ドイツの石炭、鉄鋼などは、フランスに輸出されてもフランスの高い間接税が課されないことになり、それらの輸出が促進される。したがって、加盟各国の間接税率が異なる状況で、西ドイツの提案を採用すると他の産業も含めた競争条件が歪められることになる。

以上のような検討から、委員会は1953年4月8日に提出した報告書で、輸入国での間接税課税を提言した。この報告を受けて最高機関は、従来の輸入国での課税を共同体のルールとして採用することを決定し、鉄鋼共同市場は5月1日に開設されることになったのである。いうまでもなく、すでに開設されていた石炭などの共同市場でも、同様の課税方式が採用された。だが、この段階では間接税率の調整が実施されることなく、各国の裁量に委ねられたのである<sup>33)</sup>。

#### (4) 開設当初の石炭共同市場

それでは、石炭共同市場の開設にともなって、フランスをはじめ共同体諸国における石炭生産と取引はどのように推移したのだろうか。フランス石炭公社の1953年の年次報告では、次のように分析されている。共同市場が開設された1953年には、朝鮮戦争以来の好景気が一段落し、共同体諸国では石炭需要は鈍化していた。1952年から認められた需要の減退は1953年にはより明確になっており、フランスのエネルギー消費は1953年には前年を4%下回っている。そうした状況を反映して、同年の石炭消費も前年から580万トン減の6556万2000トンであった。この石炭需要の減退は、第5表のよう

に主要な需要者であるフランス国鉄 (Société nationale des chemins de fer français)、フランス電力 (Electricité de France)、フランスガス (Gaz de France)、鉄鋼業界などで一様に見られ、フランス経済全体が需要を減らしていることを示していた。その結果、第6表にみられるように1952年までは順調に回復していた石炭生産も1953年には減少に転じて、フランス全体で5453万6000トンと前年から300万トン近くの減少を記録し、国有炭鉱会社9社の生産量はいずれも前年を下回っていた。こうした状況は他の共同体加盟諸国でも共通してみられ、共同体諸国の石炭消費量は1952年の約2億4600万トンから1953年の2億3300万トンに減少した。生産量も同様に第7表のように1952年の約2億3900万トンから1953年の2億3700万トンに低下している。

さらに、貿易動向をみると、需要の減退を反映してフランスの輸入量は第8表のように1952年の1399万4000トンから1953年の1045万1000トンと大幅に減少し、輸出量は第9表のように170万2000トンから253万6000トンに増加している。だが、共同体諸国との貿易に限れば、共同市場の開設にともない輸出入ともに大幅に増加させている。換言すれば、輸入については共同体諸国からは増加させたが、域外諸国からはそれ以上に減らしている。特に、アメリカからの輸入は1952年の314万2000トンから1953年の28万9000トンへ、イギリスからは112万5000トンから44万8000トンへと激減させた。共同体諸国間の石炭貿易は前年に比べて344万1000トン増加しており、加盟国では唯一ルクセンブルクだけが域内貿易を減らしている<sup>34)</sup>。

以上のように、1952年から1953年にかけて、フランスなど西ヨーロッパ経済は1949年に戦後成長を開始して以来最初の停滞期を迎え、石炭市況は供給過剰状態にあった。そのため、石

33) D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité...*, pp.108-111; W.Diebold, *The Schuman Plan...*, pp.223-236.

34) Charbonnages de France, *Rapport de gestion exercice 1953*, Paris, 1953, pp.13-36.

第8表 フランスの石炭輸入（石炭、褐炭、コークス）

(単位：1,000 トン)

	1913	1929	1938	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
西ドイツ	3,371	9,017	5,268	814	2,095	1,914	4,671	7,893	5,571	6,020	6,511	6,227	6,079	6,647	6,774	7,452	7,420
ベルギー・ルクセンブルク	4,858	4,641	4,699	141	434	653	786	922	949	675	1,397	2,037	2,052	1,870	1,807	2,403	1,624
オランダ	468	2,058	1,944	2	86	126	205	233	335	444	513	527	954	1,070	1,065	1,162	1,126
イタリア	-	-	-	-	-	-	-	20	-	-	150	45	-	1	12	79	31
ザール	2,700	5,027	1,583	450	1,301	1,157	2,407	3,758	4,898	5,175	4,590	4,560	4,625	4,120	4,280	4,030	3,944
共同体諸国合計	11,397	20,743	13,494	1,407	3,916	3,850	8,069	12,826	11,753	12,414	13,161	13,396	13,710	13,708	13,938	15,126	14,145
イギリス	11,442	13,339	6,476	1,333	723	5	719	1,517	1,248	593	1,125	448	994	950	781	839	573
アメリカ合衆国	17	14	-	2,447	5,184	12,015	8,973	4,580	48	4,490	3,142	289	55	802	6,053	6,904	2,762
ポーランド	-	652	1,576	-	566	520	1,848	1,985	670	967	752	480	514	438	1,206	1,282	690
ソビエト連邦	-	73	93	-	-	-	-	-	29	190	199	260	404	550	611	605	687
その他	11	19	459	1	38	121	113	156	21	102	205	138	248	161	155	169	277
共同体諸国以外合計	11,470	14,097	8,604	3,781	6,511	12,661	11,653	8,238	2,016	6,342	5,423	1,615	2,215	2,901	8,806	9,799	4,989
総計	22,867	34,840	22,098	6,145	10,427	16,511	19,722	21,064	13,769	18,756	18,584	15,011	15,925	16,609	22,744	24,925	19,134
総計（ザールを除く）	20,167	29,813	20,515	4,738	9,126	15,354	17,315	17,306	8,871	13,582	13,994	10,451	11,300	12,489	18,464	20,895	15,190

出典) Charbinnages de France, *Rapports de gestion exercice 1947 - exercice 1958*, Paris, 1947-1958 より作成。

第9表 フランスの石炭輸出（石炭、褐炭、コークス）

(単位：1,000 トン)

	1930	1938	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1954	1955	1956	1957	1958
西ドイツ	360	118	-	-	-	-	318	335	384	549	847	862	1,080	364	552	444
ベルギー・ルクセンブルク	1,152	348	-	12	-	-	39	74	85	242	207	398	730	494	354	246
オランダ	-	-	-	-	-	-	1	119	167	2	90	6	451	47	51	48
イタリア	207	73	-	-	-	36	203	449	362	107	209	200	289	181	135	65
ザール	276	28	-	1	-	23	157	218	237	183	201	157	203	129	148	216
共同体諸国合計	1,995	567	-	13	-	59	718	1,195	1,235	1,083	1,554	1,623	2,753	1,215	1,240	1,019
イギリス	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	116	556	2,013	351	161	50
スイス	591	523	54	381	399	259	248	441	415	288	307	374	586	507	476	313
スペイン	-	-	-	-	-	-	105	46	20	47	41	3	24	-	-	81
オーストリア	-	7	-	-	-	-	24	49	49	40	131	45	102	46	58	35
スカンジナビア	-	-	-	-	-	-	-	211	83	56	251	117	581	195	-	-
北アフリカ	142	13	-	7	51	65	42	196	120	149	110	148	219	162	243	428
フランス海外領土	56	20	-	-	-	1	7	32	50	39	20	13	4	1	2	1
その他	18	20	-	-	-	-	-	188	94	-	6	155	55	13	52	12
共同体諸国以外合計	807	583	54	388	450	326	426	1,163	831	619	982	1,411	3,584	1,275	992	920
総計	2,802	1,150	54	401	450	385	1,144	2,358	2,066	1,702	2,536	3,034	6,337	2,490	2,232	1,939

出典) Charbonnages de France, *Rapports de gestion 1947-1958*, Paris, 1947-1958 より作成。

炭生産は減少したが、1953年2月の石炭共同市場の開設によって関税など域内の貿易制限は原則的に撤廃され、域内貿易は拡大したのである。

では、上限価格が設定された石炭価格はどのように推移したのだろうか。共同体による上限

価格が適用された翌日の1953年3月16日に、フランスのノール＝パ・ドゥ・カレでは平均でトン当たり5720フランから5843フランに、ロレーヌでは同じく4787フランから4825フランに僅かに値上がりした。石炭会社の年報によれ

ば、この値上げによってノール＝パ・ドゥ・カレでは収益が若干拡大し、ロレーヌでは収益はほぼ変わっていない。

フランス以外については、西ドイツでは国内顧客に有利な二重価格の縮小で、域内輸出向け価格が一定程度引き下げられた。ベルギーでは、過渡的措置として認められた共同体からの特別補償金が支払われるため、販売価格は引き下げられた。この点について石炭公社の年次報告は、ベルギー炭の価格引き下げによって、隣接する「ノール＝パ・ドゥ・カレは深刻な損害を被っている<sup>35)</sup>」と述べている。そのため、フランス政府は1953年11月1日に最高機関に対してベルギー炭の価格を引き上げるよう要望した。それ以外の点では、ドイツ炭の方が生産コストは低いものの、鉄道などの輸送コストやフランス政府からの補助金<sup>36)</sup>の維持によって、フランス炭の国際競争における立場は変わらず、販路が奪われることはなかったと同報告書は記している<sup>37)</sup>。

以上のように、共同市場の開設にともなって石炭価格に目立った変動はなく、域内貿易は増加したが、フランスと他の共同体諸国との輸出入関係に大きな変化はみられなかった。その一方で、共同市場における石炭不足が解消されたことで、アメリカなど域外からの輸入が激減したことが、顕著な変化であった。

だが、その価格は最高機関が設定した上限価格とほぼ同額を推移していた。すでに述べたように、最高機関は1953年3月15日に石炭共同市場に上限価格を設定したが、これは石炭の供給不足を心配し、価格が急上昇することを防止するための措置である。したがって、この上限価格は当時の市況には結果的に必要なかったものであり、期待されたような価格抑制効果を発揮する状況にはなかった。それどころか、最高

機関の意に反して、上限価格が共同体諸国の生産者にとっては価格設定の目標となり、価格下落を阻止することに利用されていたと従来の研究<sup>38)</sup>では指摘されている。

だが、先に検討したように、最高機関は上限価格をそれまでの価格と近い水準に設定して、それ以上の価格上昇を防止しようとした。同時に、各国の生産、取引の管理システムを維持したことは、競争によって価格が下落することも当面は期待していなかったことを意味する。したがって、最高機関は石炭共同市場開設にあたっては急激な変化を避け、石炭価格を安定させることに主眼を置いたのであり、上限価格付近で価格が固定されたことは、同機関の意図した結果とみるべきである。

### 3. カルテル規制

これまで検討したように、石炭共同市場は1953年2月10日に鉄鉱石、屑鉄とともに開設されたが、共同市場における価格設定などの基本的ルールは開設以降に決定して行くことになった。すなわち、パリ条約に規定された自由で競争的な市場、差別のない公正な市場の実現は、とりあえず後回しにされたのである。しかしながら、自由競争を妨げる規制、取引慣行や供給システムの改編、廃止が最高機関の課題であることには変わりはない。そこで、最高機関は鉄鋼など石炭以外も含めたカルテル規制の方法について検討を開始する。以下では、規制方法の決定過程と当初の実施状況を検討しよう。

#### (1) カルテル規制方法の策定

まず、最高機関によるカルテル規制の基本方針の決定について確認しておこう<sup>39)</sup>。すでに指摘したように、パリ条約では価格の設定につい

35) Ibid., p.31.

36) フランスで販売されるコークスやコークス炭、沿岸部の焼結工場向けの石炭、南ドイツ向けのロレーヌ炭やザール炭については、フランス政府から補助金が交付されていた。Ibid., p.31.

37) Ibid., pp.29-32.

38) D.Spiereburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité...*, p.112.

39) 筆者はすでに旧著でもこの点について検討しているが、本稿では石炭産業に関する部分を中心に規制方針の決定過程を概観する。石山幸彦『前掲書』, 112-123頁。

第10表 最高機関が質問状を送付した16の組織

組織名	所在地	取扱商品
ルール石炭共同機関 (GEORG)	エッセン	石炭
アンゲリカ (Angelika)	エッセン	石炭
フィネフラウ (Finefrau)	エッセン	石炭
ガイトリング (Geitling)	デュイスブルク	石炭
マウゼガット (Mausegatt)	エッセン	石炭
プレジデント (Präsident)	エッセン	石炭
ゾンネンシャイン (Sonnenschein)	デュイスブルク	石炭
上ライン石炭連合 (OKU)	マンハイム	石炭
ベルギー石炭コントワール (COBECHAR)	ブリュッセル	石炭
ベルギー鉄鋼シンジケート	ブリュッセル	鉄鋼
石炭輸入専門協会 (ATIC)	パリ	石炭
東部鉄鉱石コントワール	パリ	鉄鉱石
フランス鉄鋼コントワール	パリ	鉄鋼
銑鉄商業会社	パリ	銑鉄
原材料調達全国連合	ミラノ	銑鉄
国立石炭事務局 (Rijkskolonbureau)	ハーグ	石炭

出典) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, Division ententes et concentrations, Note pour messieurs les membres de la Haute Autorité, le 27 juillet 1953.

ては第60条が規定している。さらに、カルテル規制については第65条が規定しており、その第1項で正常な競争を制限、阻害する企業間の合意、企業の活動を禁止している。特に「(a) 価格を固定または決定すること、(b) 生産量、技術開発や投資を管理、制限すること、(c) 市場、製品、顧客または原材料の調達先を割り当てること<sup>40)</sup>」は条約に違反すると規定された。つづく第2項では、加盟企業の生産特化を促し、製品の生産や配分を合理化、改善する企業間の合意、共同購入や共同販売は、価格を設定したり、生産量と販路を制限、管理するものでなければ、条件つきで一時的に認められることが規定された<sup>41)</sup>。以上のような条文から、第1項に規定されている違法なカルテルか、第2項に示された合理化をもたらす有益な企業間の協定か否かを、どのように認定するかが最高機関の課題となっていた。

そこで共同体の独占規制については、オランダ人経済学者のハンプルガー (Richard Hamburger) を局長として1953年初頭に新たに設置されたばかりの協定・集中局が、早速対応策の検討を開始した。同局は同年4月22日付で報告書を提出して、第65条第1項に違反する疑いのあるカルテルや業界団体に関する情報を集めるために、関係企業や組織、団体に「特別請求」を送付して、強制的に情報提供させることを最高機関に提案した。具体的には、問題となる組織への参加の有無、組織の規約、企業間協定の内容、組織に払う分担金の有無を問い合わせる内容であった。この調査は、石炭業界のGEORG、OKU、ATICなどを含む団体、組織に関する情報提供を、合計110にも上る組織と関連企業にも求める大掛かりなものであった<sup>42)</sup>。

だが、6月になるとフランス人のゴージェ (Michel

40) Ministère des affaires étrangères, *Rapport de la délégation française...*, p.240.

41) *Ibid.*, pp.240-242.

42) DHA, vol.1, CEAB 4 n.284-1, Division ententes et concentrations, Note pour messieurs les membres de la Haute Autorité, le 22 avril 1953; DHA, vol.1, CEAB 4 n.284-1, Division ententes et concentrations, Liste des informations à fournir, le 22 avril 1953.

Gaudet) とクラヴィリスキ (Robert Krawieliski) の 2 人が課長を務める法務課 (Service juridique) は、13 日付の報告書で別の方策を提案した。そこではまず、パリ条約は最高機関が共同体諸国の企業を指導、教化することを規定しているのであって、協定・集中局が提案する規制を目的としたアンケート調査の実施には慎重であるべきだと法務課は述べている。そうした認識を前提に、パリ条約第 65 条第 2 項が、加盟企業がそれぞれ特定商品に生産を特化することによって、製品の生産や配分条件が合理化、改善されるのであれば、企業間の協定、共同販売、共同購入を容認すると規定していることに注目する。そこで、法務課はこの第 2 項に基づいて、上記の合理化をもたらすカルテルを認定する目的で、認可申請を募集することを推奨する。すなわち、条約に違反するカルテルを摘発するのではなく、容認すべきカルテルを認定することから着手し、厳格なカルテル規制を先送りすることを提案したのである<sup>43)</sup>。以上のように、協定・集中局と法務課はカルテル規制について規定したパリ条約第 65 条の適用方法に関して異なった見解を示していた。だが、上記の法務課の報告書が提出されて以降は、最高機関による規制実施案の推敲作業は法務課の手で進められることになる。したがって、法務課の提案が基本的に採用されるかたちで作業が進行したのである。

だが、その後も協定・集中局は特に条約違反が疑われる 16 の団体、組織に対しては、パリ条約第 47 条に基づいて最高機関から質問状を送付し、違法カルテルであるか否かを厳正に調査すべきだと主張して譲らなかつた。この 16 団体の中には、第 10 表に示したアンゲリカ (Angelika) などルール地域の 6 つの石炭共同販売機関とそれらを統括する GEORG、南ドイツの OKU、ベルギーの COBECHAR やフランスの ATIC など、共同体諸国の石炭取引を管理す

43) DHA, vol.1, CEAB 4 n.284-1, Service juridique, Note sur les mesures d'application de l'article 65 du Traité et du §12 de la Convention, le 13 juin 1953.

る主要な組織が含まれていた<sup>44)</sup>。

その際に、協定・集中局が取りまとめた質問状の内容は、以下のような質問項目からなっている。まず、団体の一般的性格について、団体は私的なものであるのか公的なものであるのか、活動内容を定めた定款や規約の内容、活動目的や社会的使命が問われた。続いて、団体に参加している企業や、加入の条件、団体を統括する機関や組織構造、意思決定の方法、資金量、資金源などを質す質問項目が並んだ。質問状の終盤では、「あなた方は団体のメンバー企業によって公表されている販売価格や価格表の固定に協力していますか。あなた方は事前の合意や指示に従っていますか。肯定の場合には、あなた方はどのように介入していますか<sup>45)</sup>」と、共同販売会社などの団体組織による価格設定への関与の有無とその方法が問われている。さらに、メンバー企業の販売相手や仕入先の決定、値引き方法やその他の販売条件や配送について、団体が影響を与えているのかも尋ねられている<sup>46)</sup>。以上のように、質問状では 16 団体の性格や機能について、組織の構造を問う質問項目とともに、価格設定、取引相手の選定やその他の販売条件などを団体として管理し、固定しているのかも質している。すなわち、質問状はパリ条約第 65 条に違反するカルテルであるのか否かを判断するために、具体的かつ詳細に問う形式になっている。

このような経過を経て、1953 年 7 月 11 日の第 110 回最高機関会議には、法務課作成によるカルテル認可実施案と協定・集中局作成の 16 団体に対する調査実施案とが提案され、どちらも了承された。ただし、法務課作成の実施案は決定 37-53 号<sup>47)</sup>として承認され、最高機関がカ

44) DHA, vol.1, CEAB 2, n.717-1, Procès-verbal de la Haute Autorité du 11 juillet 1953, le 12 juillet 1953.

45) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, Division ententes et concentrations, Note pour Monsieur Hamburger, le 30 juin 1953, p.5.

46) Ibid.

47) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, *Journal officiel - Haute Autorité*, Décision n.37-53, le 23 juillet 1953,

ルテルの認可申請を募集することとなった。だが、協定・集中局が提案した16の団体、組織に質問状を送付する調査は「決定」ではなく、最高機関による情報収集について定めたパリ条約第47条に基づいて実施されることになった。同条は収集した情報に関する最高機関の守秘義務や公開義務とともに、企業などの情報提供義務も罰則を伴って規定しており、調査の強制力、正確性は一定程度担保されていたのである<sup>48)</sup>。

すでに検討したように、協定・集中局は当初、問題の団体自身はもちろん関連する企業を含む110もの組織に質問状を送り、調査することを提案していた。これと比較すれば、調査対象は大幅に縮小されたものの、違法カルテルを摘発するための審査が実現することになった。特に、問題とされた16団体には、GEORGE, ATICなど本稿が直接の検討対象とする石炭の売買組織をはじめ、鉄鉱石、鉄鋼などの主要な取引組織を含んでいた。したがって、この審査が着実に行われれば、最高機関によるカルテル規制が有効に機能することは期待できたのである。ただし、この時点では、フランス石炭公社はこれら16の組織には含まれてはいなかった。

## (2) カルテル規制の開始

これまで検討してきたように、7月11日に最高機関で採択された2つの方法に基づいて、カルテル規制は実行に移されることとなった。その結果、1953年7月17日には最高機関から16の団体に質問状が送付され<sup>49)</sup>、それに対して同年10月初旬には16団体の全てから回答が返ってきている。さらに、7月23日に『最高機関-官報』で公表された決定37-53号に応じて、10月までには64の団体から企業間協定の認可申請も寄せられており、それらの団体には

GEORG, OKU, COBECHARなどが含まれていた。すなわち、最高機関からの質問状を受けた16団体の多くはそれに回答するとともに、認可申請も行ったのである。だが、9月23日の時点で協定・集中局が把握していた情報では、16団体のうちフランスのATIC、鉄鉄商業会社(Société commerciale des fontes)とオランダの国立石炭事務局(Rijkskolenbureau)は自ら必要ないと判断して、認可を申請していない<sup>50)</sup>。

以上のような手続きが実施されていた同年8月から10月にかけて、協定・集中局はカルテル審査、特に石炭販売組織への対応について次のような見解を示していた。まず、審査を実施するにあたって、局長のハンブルガーは8月21日付の自身署名の覚書で、市場のあり方と産業育成に関する基本方針の確立を最高機関に対して求めている<sup>51)</sup>。特に、以下のような認識から、共同市場の開設に向けて石炭について採用する取引システムを確定すべきだと訴える。

石炭産業においては、各炭鉱はそれぞれの鉱脈の状態や地理的条件などの自然条件によって、生産性に大きな格差がある。さらに、品質が多様で地域によっても異なり、品質ごとに需給バランスをとることは困難である。こうした認識からハンブルガーは次のように質している。市場価格による需給調整は可能なのか。現在設定している上限価格と自由競争との整合性はどのように取るのか。さらに、石炭産業に自由競争を導入し、一定の企業のみが生き残れる状況を作るのか。それとも競争に一定の制限を

50) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, Division ententes et concentrations, Note à l'attention de Messieurs les membres de la Haute Autorité, le 1er octobre 1953; Division ententes et concentrations, Projet de déclaration devant le conseil des ministres concernant la libération du marché commun des accords, ententes et pratiques concertées incompatibles avec le marché commun, le 7 octobre 1953.

51) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, R.A.Hamburger, Note sur la nécessité d'arrêter la politique économique de la Haute Autorité sur certaines questions essentielles, le 21 août 1953.

p.153.

48) Ministère des affaires étrangères, *Rapport de la délégation française...*, p.224.

49) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, Division ententes et concentrations, Note pour messieurs les membres de la Haute Autorité, le 27 juillet 1953.

設けて、生産性の低い炭鉱の存続を可能にするのか。これらの疑問に対して彼自身は、不足しがちな石炭供給を安定させ、需要を満たすためには、自由競争ではない何らかの配分方法を設定することが必要であると述べている。

だが、現実には共同販売機関などのカルテルを介して石炭の配分が実施されており、その具体例として西ドイツとフランスの実態に注目する。この両国では、石炭市場の構造は異なり、フランスの炭鉱は国有化されているが、ドイツの炭鉱は民間の中央機関の統制下にある。そのドイツの団体組織については、ハンブルガーは次のような認識を示している。

「最高機関は私の部局に団体の性格に関する予備的な調査を任せている。調査は始まったばかりだが、ドイツの石炭関連経済団体は、現在の形態では条約の規定に適合しないことはすでに明らかである。したがって、それは他のドイツの関連団体にも同様に認められるところである。

第 65 条と第 66 条の厳格な適用によって、現存する団体の活動を確実に禁止することは可能である。だが、ドイツと共同市場における石炭に関する経済問題を同時に解決することにはならないだろう。

6 カ国の議会で承認された以上は、最高機関は第 65 条と第 66 条をそのように適用する以外にはない。私の意見では最も重要で急を要する仕事は、それらの団体を解体、改編する前に、共同市場ではどのような石炭経済を組織するのかを決定することである<sup>52)</sup>。」

このように、ドイツの石炭業界がパリ条約に違反する活動を実施していると断定し、カルテルを禁止したパリ条約第 65 条と集中を制限する同第 66 条を適用することによって、最高機関はそれらの活動を禁止するべきだと述べている。だが、ハンブルガーは自由競争に任せることは適切でなく、石炭の供給システムをいかに確立するかが重要であると説いて、最高機関の

管理下にある取引システム構築の必要性にも言及している<sup>53)</sup>。

次に、64 団体からの認可申請が寄せられていた同年 10 月 7 日に作成された協定・集中局名の文書では、同局は認可されるべきでない申請が多く存在することを指摘して、次のように述べている。

「まず最初に、できるだけ短い適切な期限を定めて、これらのカルテルを廃止しなければならぬ。自由競争なしに共同市場は適切に機能しないと最高機関は考えている。これらの組織が活動している限り、自由競争が展開されることはない<sup>54)</sup>。」

以上のように、協定・集中局は、自由競争を阻害する団体を容認できないカルテルとして位置づけ、一定の猶予期間を経た後に廃止するべきだと評価した。すなわち、団体からの認可申請や質問状への回答を受け取った段階でも、パリ条約に違反する団体組織が存在することを確認し、それらを解体すべきであることが指摘されたのである。ただし、この 10 月 7 日の協定・集中局の文書では、自由競争の実現が前提とされており、自由競争ではなく新たな供給システムの構築を訴えていた 8 月のハンブルガーの覚書とは異なる見解を示していた<sup>55)</sup>。

さらに、1953 年 10 月 13 日付のハンブルガー署名入りの文書では、彼は以下の 4 つの問題を提示し、最高機関にそれらへの対応を検討するよう強く要請した。そして、「対応策が明確にされるまでは、決定 37-53 号に基づく認可申請の審査は停止されるべきだ<sup>56)</sup>」とまで述べてい

53) Ibid., pp.11-12.

54) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-2, *Projet de déclaration devant le conseil des ministres concernant la libération du marché commun des accords, ententes et pratiques concertées incompatibles avec le marché commun, le 7 octobre 1953, p.2.*

55) 猶予期間については、最高機関が 1953 年 8 月 31 日に協約 (Convention) §12 に基づいて、パリ条約第 65 条適用による問題組織解体の猶予期間を設定したことを反映している。Ibid.

56) DHA, vol.1, CEAB 4, n.284-3, *Division*

52) Ibid., pp.7-8.

る。まず第1の問題は、最高機関の石炭産業に関する政策で、特に石炭の共同販売はどの程度まで許容するのかである。第2には、石炭生産者と一般の石炭取引業者の関係に関して、生産者が共同販売機関を介するなどして、取引業者に対して以下の3点を規制することを認めるか否かである。①生産者から石炭を購入できる取引業者の選定基準を設けること、②取引業者による顧客への値引きを禁止すること、③取引業者の販売地域を限定することである。第3の問題は、加盟国政府の法規定に基づいて設立され、活動している団体組織が、パリ条約第65条に違反した場合の対応である。最後に第4には、個別の事例としてフランス石炭公社への対応も問題にされた。同公社のもとで、フランスの国有炭鉱会社9社間には競争が存在するのか。競争状態にない場合は、同公社は企業の集中を禁止するパリ条約第66条第7項によって監視対象になるのかについてである。すなわち、認可申請はなく、協定・集中局が事前に指定した16の組織でもない同公社についても、問題のある組織として言及したのである<sup>57)</sup>。

以上のように、ハンブルガーは共同販売機関の活動をどこまで認めるのか、加盟国政府によって設立された組織についてはどのように対応するのかを詳細に質している。したがって、前出の8月に作成された自身の覚書で、問題のあるカルテル組織の解体と最高機関が管理する新たな石炭取引システムの構築を訴えた主張からは後退していた。すなわち、既存の団体を解体するのではなく、どのように規制するのかを問うたのである。また、自由競争を自明の前提としない点では自身の立場は変わっていなかったが、この点では彼が局長である協定・集中局作成の10月7日の文書とはずれが生じていた。

このような一連の文書から、ハンブルガーら協定・集中局は認可を申請した少なからぬ団体

がパリ条約に違反し、なかでも石炭業界にはその流通過程に問題があると認識していた。すなわち、生産者が組織する共同販売機関が石炭市場を統制し、顧客である取引業者の活動も支配しているのではないかと疑念をもっていた。したがって、自由競争の導入をめぐるでは認識が錯綜していたが、ハンブルガー局長をはじめ協定・集中局は、条約に違反するカルテルの活動をどこまで規制するのかを最高機関に問い質したのである。換言すれば、規制の結果どのような石炭市場を確立するのか、最高機関の方針を明確にすることを要求したのである。

こうした検討依頼を受けて、モネは1954年1月6日、10日と12日、さらに2月4日作成の諸文書<sup>58)</sup>で、最高機関の他のメンバー8名に向けて彼の見解を次のように述べた。

「協定・集中局のいくつかの報告書は、GEORG, ATIC, OKUとCOBECHARが第65条に違反し、第65条第2項によって認可されるものではないことを以下の理由で詳細に立証している。

－それらは、それらの目的（石炭の生産と流通の著しい改善）達成のために必要である以上に「競争」制限的である。

－それらは、共同市場において石炭製品の相当な部分の価格を決定し、生産や販路を管理する能力を参加企業に与えている。

－それらは、共同市場における他の企業との実質的な競争から参加企業を守っている。

現在の形態でのこれら組織の存在は、企業のレベルではあらゆる競争を排除し、一国レベルでカルテルを存続させているだけである<sup>59)</sup>。」  
(大括弧 [ ] 内は筆者補足)

58) DHA, vol.1, CEAB 4, n.285-1, Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 6 janvier 1954; CEAB 4, n.62-1, Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 10 janvier 1954; Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 12 janvier 1954; Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 4 février 1954.

59) DHA, vol.1, CEAB 4, n.62-1, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 10 janvier 1954, pp.1-2.

ententes et concentrations, Demandes d'autorisation en instance d'examen, le 13 octobre 1953, p.1.

57) Ibid.

以上のように、モネは具体的組織名をあげて4つの機関がパリ条約第65条に違反し、生産や流通を改善するカルテルの存在を認めている同第2項によっても、これらの活動は容認されるものではないと結論づけている。したがって、最高機関としては、職員や代理人を派遣して実態調査を続けるとともに、解体ないし改革に向けて当該組織との交渉を始めることを想定しているのである。さらに、政府がその運営に加わっている石炭輸入機関であるフランスのATICとオランダの国立石炭事務局については、両国政府と解体に向けての交渉に入ることを提案している<sup>60)</sup>。

最後に、フランス石炭公社について、モネは次のように評価して対応策を示した。

「フランス石炭公社は公的性質を帯びた唯一の企業で、フランス市場で支配的な役割を演じている。この事実から第66条第7項に違反する可能性がある。このような組織に対する最高機関の任務は、その支配的な立場が条約に抵触するような目的で利用されないように関心を払うことである。その任務に応えるためには、最高機関は第47条に基づいて必要な情報を集め、それに対する審査を実施すべきである<sup>61)</sup>。」

以上のように、モネはフランス石炭公社がフランスの9つの国有炭鉱会社を統括する立場にあり、カルテル規制に関するパリ条約の第65条ではなく、企業集中を制限する第66条に違反することを懸念していた。すなわち、同公社と炭鉱9社が事実上一体化して、フランスの石炭産業を支配しているのではないかと指摘したのである。その審査の結果、条約違反が判明した場合には、最高機関が同公社などに改善を求め、十分に改善されなければ、フランス政府に通告の上で同機関が介入する。ただし、「パリ条約は

第83条で、国有化された企業もそうでない企業も、その所有制度を明確に保護している<sup>62)</sup>」と述べて、モネは国の所有権にまでは干渉できないことも付け加えている。

このように、最高機関では議長のモネも当時の石炭共同市場にはパリ条約に違反するカルテルが存在し、これらの規制が不可欠であることを認めていた。そこで、モネは最高機関としてもより詳細な情報を収集して、石炭業界のカルテル組織やフランス石炭公社への対応を検討することを他のメンバーに提案したのである<sup>63)</sup>。

このようなモネの見解に対して、最高機関内部では、オランダのスピーレンブルグやベルギーのコッペ (Albert Coppé) らがモネに同調し、GEORGなどの活動を規制することを主張している。だが、西ドイツのエツェル (Franz Etzel) やポトホフ (Heinz Potthoff) などはカルテル規制に反対しており、1954年初頭には最高機関内部では意見が分かれていたのである<sup>64)</sup>。

以上のように、最高機関は1953年4月からカルテル規制方法の検討を始め、同年7月には規制に向けた実態調査に着手した。その過程では、法務課の主導によって規制方法は当初の協定・集中局の提案より小規模なものになった。だが、石炭取引に関わる主要なカルテル組織は調査の対象とされ、協定・集中局や最高機関でもこれらの組織が条約に違反する可能性が高いことが認識されていたのである。

ただし、そうした規制を実施した後に、どのような石炭市場を確立するのかについては、最高機関は明確な回答を用意できてはいなかった。具体的には、パリ条約の規定通りに自由競争を導入するのか。自由競争を採用できない場合には、1953年1月に共同市場開設前の最高機関で当初検討され、同年8月の覚書でもハンブルガーが述べたように、最高機関が管理する取引システムを構築するのか。それとも、従来

60) DHA, vol.1, CEAB 4, n.62-1, Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 12 janvier 1954.

61) DHA, vol.1, CEAB 4, n.285-1, Jean Monnet, Note pour les membres de la Haute Autorité, le 6 janvier 1954, p.1.

62) Ibid., p.1.

63) Ibid.

64) Spierenburg et R.Poidevin, *Histoire de la Haute Autorité...*, pp.116-123.

の共同販売機関や政府が介入する管理システムを改組するのか、その場合には、どのような取引制限を認めるのか、当然のことながら、目標とする石炭市場のあり方によって、独占規制の取り組みも異なる可能性がある。したがって、最高機関はカルテル規制（＝審査）を実施しながら、この問題の検討を進めることが課題となっていた。

### おわりに

これまで検討したように、共同体は創設翌年の1953年2月に石炭などの共同市場を開設した。だが、ようやく石炭不足が緩和された1952年から1953年当時には、それまでの深刻な石炭不足の再来が懸念されて、パリ条約に規定された自由競争の導入は困難と考えられた。そのため、最高機関はそれまで加盟各国で政府や業界団体によって実施されていた石炭生産や取引に対する規制を、自身のものに置き換えることを当初検討していた。だが、市場開設まで時間が切迫していたことやパリ条約の制約のために、加盟諸国における市場管理の維持を容認せざるをえなかったのである。その結果、数量制限や関税など域内貿易の制限は廃止されたが、加盟諸国における石炭の生産や流通の管理は当面維持されたのである。

以上のように、共同体創設から1年に満たない期間では、最高機関は共同市場開設の準備を十分に整えることはできず、パリ条約を適用する具体的な方法や規則は実際の市場開設後に決定することになった。その結果、まず共同市場開設の1カ月後に最高機関も1年間の期限で石炭の上限価格をそれまでの価格水準に合わせて設定し、石炭不足による価格高騰を防止する規制を加えた。したがって、共同市場開設後もその水準に実際の取引価格が固定されたことは、従来の研究による認識と異なり、最高機関も十

分想定していたはずである。

その一方で、本来めざすべき自由競争を実現するために、カルテルなどの独占規制の方法を検討し、実際に調査も開始した。そして、上限価格の設定期限切れが近づいていた1954年初頭には、石炭の売買を管理する複数の共同販売機関などが、条約違反の疑いがある組織として具体的に確認されたのである。すなわち、従来の研究では軽視されてきたが、共同体設立当初の最高機関では、既存のカルテル組織がパリ条約に違反し、何らかの改革が必要であることは認識されていたのである。

だが、改革の結果として実現するシステムについては、最高機関は明確なビジョンを用意していなかった。すなわち、パリ条約の規定通りに自由競争を導入するのか、何らかの規制が必要なのか、規制する場合でも、共同体が新たな管理システムを構築するのか、既存の組織に一定の改革を施して生産や取引の管理を継続するのか、これらの点については、最高機関内部でも方針は定まっておらず、検討課題となっていたのである。

このような課題が認識された共同市場開設当時には、石炭不足が緩和され、石炭需給は安定した状態になっていた。それは、石炭不足による経済的混乱が生じる不安を軽減し、混乱を回避するための管理システムを維持する根拠を希薄にしていた。すなわち、最高機関がパリ条約の規定通りに自由競争の導入を決断する可能性が高まったのである。だが、その導入は既存の規制組織との軋轢を生み、困難な利害調整が必要になることも予想された。そうした状況で、最高機関がその後どのように独占規制を実施し、石炭共同市場を確立していくことになるのかは、今後の研究課題とする。

(横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授)